

第3回嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（会議要録）

- ◆協議会の名称 平成27年度 第3回嘉麻市新庁舎施設整備等審議会
- ◆開催日時 平成27年10月16日（金）19時00分～21時00分
- ◆開催場所 嘉麻市役所碓井庁舎 会議室2
- ◆公開又は非公開の別 公開
- ◆非公開の理由 （会議を非公開とした場合のみ）

◆出席者

（委員）

井原 徹会長 坂田 勲副会長 村上曙生委員 大山征男委員  
田中 穆委員 芹野彌生委員 松岡光昭委員 野見山利三委員  
有吉直子委員 野上真吾委員 藤井幹裕委員 廣瀬公彦委員

※欠席委員0人

（事務局）

総務財政及び市民環境担当総合調整監 秋吉俊輔

庁舎・交通体系対策室 小林純一、橋垣康秀、柴田英樹、塚本明弘、犬丸亮子

◆傍聴人数 4人

◆議題及び協議の内容

1 会長あいさつ

- ・朝晩だいぶ寒くなり、日が沈むのも早くなってきました。昼の仕事と夜の会議のダブルヘッダーということで、頑張っていきたいと思いますので、みなさんの活発なご意見をお願いします。

2 報告

- (1) 資料13 有吉委員からの質問に対する回答
- (2) 資料14 財政健全化等に関する参考資料について
- (3) 資料15 九州管内市町における平成26年度以降の庁舎建設概要一覧表
- (4) 資料16 新庁舎建設事業に係る財源及び市の実質的な負担額

- ・事務局から資料13～資料16の説明がありました。
- ・事務局から委員の地区割や平均年齢の公表の可否について説明し、了承され、公表されました。

《主な質疑及び意見等》

- ・（委員）委員の決定は、地区割か各団体の代表者かによって違うのではないか。
- ⇒（事務局）審議会の構成は、1号から3号の区分であり、1号委員は学識経験者、2号委員は「公共的団体等から」の推薦者、3号委員は公募者となってい

る。

- ・(委員) 住所でない限り、公表してもよいのではないか。

### 3 議事

#### (1) 前回の会議録及び会議要録の承認等について

- ・前回の審議会での進行等について一部意見があり、会議録、会議要録の内容については、一部修正し、承認されました。

#### (2) 諮問事項に関する協議

##### ① 庁舎建設基本計画(案)に関することについて

**資料17** 新庁舎建設基本計画(案)に関する審議資料(平成27年10月16日)

- ・事務局から資料17の説明がありました。

《主な質疑及び意見等》

- ・(委員) 模型ではスポーツプラザがないが、壊すことが前提か。

⇒(事務局) 行政改革実施計画の中で、スポーツプラザと稲築体育館を統廃合の項目があり、この計画を議会に提案し、正式に決定する。今回は、仮の事務局案として、スポーツプラザの場所を多目的広場として活用した方が施設の効用が高まるのではないかという1つのたたき台である。

- ・(委員) 現在、嘉麻まつりが開催されており、芝生があることで、雨が降っても開催できている。今後の活用を踏まえ、多目的広場(スペース)に芝生等を張り、排水をよくした方がよい。

⇒(事務局) 様々な付加価値をつけたものとしていきたいと考えている。

- ・(委員) 駐車場の駐車台数については、現在本庁舎である碓井庁舎と同じ台数を確保すればよい。駐車台数の資料がほしい。

⇒(事務局) 次回、資料を提示する。

- ・(委員) 現在、ラグビー等で使用しているが、広場の代替地はあるのか。

- ・(委員) 代替地としては、現在、白馬霊園に芝生等を張る作業をしており、もう少し手入れをすれば、多目的広場として、今より少し広い代替地がある。

- ・(委員) 職員の通勤費や駐車場料金及び台数がわかる資料がほしい。

⇒(事務局) 次回以降、資料を提示する。

- ・(委員) 現在、財政計画には支所建設費が含まれていないが、将来の財政は大丈夫か。

⇒(事務局) 今後、支所のあり方や地域活性化等含めた全体的な金額を含むプランを示す必要があると考えている。今回示している資料での支所のあり方や機能等を含め、審議会にて意見を頂き、反映したものを総合的に提示していく。

②支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関することについて

**資料 12** 庁舎施設整備等に関する進捗状況について P 7～P 2 6

※事前に送付した資料です。

《主な質疑及び意見等》

- ・(委員) 少子化や高齢化等が市の全体ビジョンに入っているか不安がある。それを考えて、支所機能を考える必要がある。
  - ・(委員) 国が進めている地方創生において、人口減少対策や地域活性化ビジョンが義務づけられている。350人体制とリンクするのか。
  - ・(委員) 1つの地区だけではなく、4つの地区がうまくリンクする全体像はどのようなものか。
- ⇒(事務局) 地方創生関係のプランニングをしており、それぞれの4地区が均衡の取れた発展できる基盤整備が核となり、これを機会に広大な公共施設を有効利用できるようなプランニングも、庁舎問題の1つの重要な要素であり、合わせてやりたい。また、いろいろなアンケートでも、交通の便が悪い意見が多いため、交通体系網の整備と4つの地域の地域振興も輪となり、合わせて行っていきたい。
- ・(委員) 高齢化が進む中、もうからない交通体系であるが、必要であり、庁舎を建てるときには、少ない予算でやるべきである。今後、さらに交通対策が重要となり、庁舎などの建物にお金をかけるのではなく、地域の中の交通対策にお金をかけて、みんなが安心して暮らせるようにすべき。
  - ・(委員) 平成32年度に配置できない職員数41人は、350人とは別か。
- ⇒(事務局) 庁舎の供用開始である平成32年度正規職員想定数が391人となるが、平成39年度の350人体制を目指すため、350人相当で作ったほうがよいのではないかと思われる。
- ・(委員) 各支所に配置される10人の職員は、350人とは別か。
- ⇒(事務局) 350人は正規職員数のみであり、臨時・嘱託職員等含んだわかりやすい詳細な資料を次回以降提示する。
- ・(委員) 交通の審議をするのであれば、現在の交通の現状と課題の資料が必要である。
  - ・(委員) 民間バスとの競合路線などの問題もある。
  - ・(会長) 資料にボリュームもあり、1つ1つ資料を検討していると時間が足りなくなるので、審議会を追加で開催し、じっくり審議してはどうか。
- ⇒(事務局) 審議会にて必要があれば、追加の会議を準備する。
- ・(会長) 日程については、11月6日に開催とし、10月30日までに意見を事

務局へ事前に提出とする。

⇒（事務局）意見や質問を2週間後の10月30日までに書面にて提出していただき、取りまとめを行う。すぐに開催通知を発送するので、議事録等は後日送付する。開催通知に意見や質問の用紙と返信用封筒を同封する。また、メールやFAXでもよい。

・（委員）合併特例債を借りる基準があるとの説明が以前あったが、どのようなものか。

⇒（事務局）合併特例債そのものには基準はないが、庁舎建設において、公金を使うため、厳に慎み、華美・過大なものとならないようにしなければならない。また、延床面積等規模には基準がある。

・（委員）基準を決めないと、借金できないのか。

⇒（事務局）それなりの一定の基準がある。

#### 4 その他

《主な質疑及び意見等》

#### 5 次回の開催日程

日時 平成27年11月6日（金）午後7時～

場所 後日、案内通知に記載